

証券コード 7367
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月8日)

株主各位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
株式会社セルム
代表取締役社長 加島 禎二

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第7回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト <https://www.celm.co.jp/ir/meeting/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」の順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2023年6月29日(木曜日)午後1時00分
(受付開始午後12時30分) |
| 2 場 所 | 昨年度より開始時間を変更しておりますのでご注意下さい。
東京都渋谷区恵比寿1-20-8
エビススバルビル イベントスペースEBiS303
カンファレンススペース 5階 |

3 会議の目的事項

報告事項

1. 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の方へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

以上

株主の皆様へ

日頃は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。来る6月29日（木曜日）に当社第7回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は企業価値を拡大し、株主の皆様に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。つきましては、第7期の期末配当金は、上記方針に基づき、直近の業績動向を踏まえ、総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき7円
総額 84,780,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2）監査役	（2） <u>監査等委員会</u>
（3） <u>監査役会</u>	（削除）
（4） <u>会計監査人</u>	（3） <u>会計監査人</u>
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第12条（条文省略）</p> <p>② 前項並びに第48条第1項及び第2項に規定されている場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>3</u>名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第12条（現行どおり）</p> <p>② 前項並びに第43条第1項及び第2項に規定されている場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>4</u>名以上とする。</p> <p>② 前項の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="274 116 370 167">現行定款 (新設)</p> <p data-bbox="122 303 538 435">② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p data-bbox="288 435 356 461">(新設)</p> <p data-bbox="122 595 428 621">(代表取締役及び取締役社長)</p> <p data-bbox="96 621 538 672">第22条 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="129 701 296 727">② (条文省略)</p> <p data-bbox="109 756 249 781">(役付取締役)</p> <p data-bbox="96 781 538 886">第23条 取締役会は、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p data-bbox="122 914 213 940">(報酬等)</p> <p data-bbox="96 940 538 1044">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="109 1100 344 1126">(取締役会の招集権者)</p> <p data-bbox="96 1126 309 1152">第25条 (条文省略)</p> <p data-bbox="281 1152 348 1177">(新設)</p>	<p data-bbox="742 116 822 142">変更案</p> <p data-bbox="574 142 1014 247">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="574 303 1014 435">③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p data-bbox="574 435 1014 567">④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="574 595 882 621">(代表取締役及び取締役社長)</p> <p data-bbox="549 621 1014 697">第22条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="581 701 776 727">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="561 756 701 781">(役付取締役)</p> <p data-bbox="549 781 1014 886">第23条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p data-bbox="561 914 652 940">(報酬等)</p> <p data-bbox="549 940 1014 1073">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="561 1100 799 1126">(取締役会の招集権者)</p> <p data-bbox="549 1126 787 1152">第25条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="574 1152 1014 1233">② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定する。</p>	<p>変更案</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第34条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から1名以上の常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
(監査役に対する報酬)	(削除)
第38条 監査役に対する報酬は、株主総会の決議により定める。	
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の一週間前までに発する。	第36条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。
② 監査役全員の同意があるときは、特定の監査役会について前項の招集期間を短縮しまたは招集手続きを省略することができる。	② 監査等委員全員の同意があるときは、特定の監査等委員会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続きを省略することができる。
(監査役会の決議要件)	(監査等委員会の決議要件)
第40条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
(監査役会議事録)	(監査等委員会議事録)
第41条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当社の本店に備え置く。	第38条 監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査等委員がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当社の本店に備え置く。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第42条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の責任免除)	(削除)
第43条 当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。	

現行定款	変更案
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第44条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当及び除斥期間)</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 前2項に定める場合のほか、当社は、剰余金の配当を行うことができる。配当には利息を付さない。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>第8章 附則</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>変更案 (削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当及び除斥期間)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 前二項に定める場合のほか、当社は、剰余金の配当を行うことができる。配当には利息を付さない。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>第8章 附則</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p> <p>第45条 令和5年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第43条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(カシマ テイジ) 加島 禎二 (1967年6月22日生)	1990年4月 ㈱リクルート映像入社 1998年5月 旧㈱セルム入社 2000年12月 取締役就任 2007年4月 常務取締役関西支社長 2010年4月 代表取締役社長 2016年8月 当社代表取締役社長（現任） 2016年9月 ㈱アイランドプラス設立、代表取締役（現任）	3,440,000 株
2	(ヨシトミ トシオ) 吉富 敏雄 (1970年5月18日生)	1994年4月 ㈱あさひ銀行入行 2003年4月 ㈱ゴンゾ・デジメーション入社 2007年2月 ネットオフ㈱入社 2008年8月 ㈱フォトクリエイト取締役 2011年3月 ㈱ジャングルラボ代表取締役 2017年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 人事総務部・財務経理部担当（現任）	233,000 株
3	(イノウエ タクヤ) 井上 卓哉 (1976年12月22日生)	2000年4月 ㈱ビジネスコンサルタント入社 2008年2月 PMIコンサルティング㈱入社 2010年3月 ㈱ウィル・シード入社 2012年7月 ㈱ウィル・シード取締役 2018年4月 ㈱ユーザベース入社 2019年3月 当社入社 2022年6月 当社取締役 事業企画部・東日本マーケティング部担当（現任） 2022年6月 ㈱ファーストキャリア代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ファーストキャリア代表取締役	－ 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	(コガ サトシ) 古我 知史 (1959年3月9日生)	1981年4月 Monsanto Japan Ltd. 入社 1989年6月 Citibank N.A. 入社 1993年9月 ウィルコムズ(有)取締役 (現任) 1995年3月 MaKinsey & Company Inc. 入社 1997年10月 ウィルキャピタルマネジメント(株)代表取締役 (現任) 2011年3月 (株)チームクールジャパン代表取締役 (現任) 2012年4月 龍谷大学経済学部客員教授 (現任) 2016年7月 一般社団法人日本生物科学研究所評議員 (現任) 2016年12月 当社非常勤取締役 (現任) 2018年4月 京都大学産官連携本部フェロー (現任) 2018年8月 (株)インバウンドプラットフォーム社外取締役 (現任) 2019年1月 アリストテレスパートナーズ(株)代表取締役 (現任) 2019年4月 県立広島大学大学院客員教授 (現任) (重要な兼職の状況) ウィルコムズ(有)取締役 ウィルキャピタルマネジメント(株)代表取締役 (株)チームクールジャパン代表取締役 (株)インバウンドプラットフォーム社外取締役 アリストテレスパートナーズ(株)代表取締役	40,000 株

- (注) 1. 当社は非常勤取締役候補者の古我知史が代表取締役を務めるウィルコムズ有限会社との間で業務委託契約を締結しており、顧客研修実施時の講師としての登壇業務等を委託しております。その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である子会社を含む役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 加島禎二の所有する当社株式数は、同氏の資産管理会社である(株)アイランドプラスによる所有株式1,840,000株を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ 社外取締役 (ワタナベ タツオ) 渡邊 龍男 (1964年6月11日生)	1987年4月 住友生命保険相互会社 入社 2001年4月 (株)サイトデザイン取締役 2004年6月 (株)オールアバウト常勤監査役（現任） 2004年6月 (株)SDホールディングス監査役 2005年3月 デザインエクスチェンジ(株)監査役 2007年6月 ウェーブブロックホールディングス(株)社外取締役 2014年9月 (株)インターネットインフィニティー社外取締役 2016年3月 (株)ワイヤレスゲート社外取締役監査等委員（現任） 2016年8月 (株)星野社外取締役（現任） 2020年6月 (株)インターネットインフィニティー監査役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2021年3月 (株)ORJ社外取締役（現任） 2023年3月 (株)CAC Holdings社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)オールアバウト常勤監査役 (株)ワイヤレスゲート社外取締役監査等委員 (株)星野社外取締役 (株)インターネットインフィニティー監査役 (株)ORJ社外取締役 (株)CAC Holdings社外取締役 【選任理由及び期待される役割の概要】 長年企業経営等に携わってきた豊富な経験と幅広い見識を基に、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、公正かつ客観的な立場に立った適切なお意見を頂くために、社外取締役として選任をお願いするものであります。	— 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	※ 社外取締役 (ヒロノ キヨシ) 広野 清志 (1974年7月19日生)	1997年4月 監査法人トーマツ入所 1999年7月 公認会計士登録 2001年10月 ㈱ギャガ・コミュニケーションズ入 社 2005年2月 広野総合会計事務所 所長(現任) 2007年4月 ㈱ワイドブレイン代表取締役(現 任) 2015年9月 タグピク(㈱社外監査役(現任)) 2015年12月 ㈱クリエイターズマッチ社外監査役 (現任) 2018年6月 当社社外監査役(現任) 2020年2月 クリアル(㈱社外監査役(現任)) 2020年9月 マルシェ(㈱監査役(現任)) 2023年3月 Z(㈱社外監査役(現任)) (重要な兼職の状況) 広野総合会計事務所 所長 ㈱ワイドブレイン代表取締役 タグピク(㈱社外監査役) ㈱クリエイターズマッチ社外監査役 クリアル(㈱社外監査役) マルシェ(㈱監査役) Z(㈱社外監査役) 【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等 を、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、 公正かつ客観的な立場に立った適切なご意見を頂 くために、社外取締役として選任をお願いするも のであります。	— 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	※ 社外取締役 (シントニ ミホコ) 新谷 美保子 (1978年8月12日生)	2006年10月 第一東京弁護士会登録 2006年10月 TMI総合法律事務所 入所 2017年4月 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 非常勤招聘職員 2020年1月 TMI総合法律事務所 パートナー就任 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 【選任理由及び期待される役割の概要】 今後、更なる必要性が高まるコンプライアンス 強化、DX化、その他事業拡大に伴う情報保護・ 管理強化等、法的リスクに対応すべく、弁護士 資格と法務領域の幅広い見識を基に、公正かつ 客観的な立場に立った適切なお意見を頂くため に、社外取締役として選任をお願いするもので あります。	— 株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
- 各監査等委員である取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。
 - 社外取締役候補者の渡邊龍男氏及び広野清志氏並びに新谷美保子氏の選任が承認された場合、当社定款に基づく責任限定契約を当社と上述3名との間で締結する予定であります。当該契約の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするというものであります。
 - 渡邊龍男氏及び広野清志氏並びに新谷美保子氏は社外取締役候補者であります。
 - 当社は、渡邊龍男氏及び広野清志氏並びに新谷美保子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である子会社を含む役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 渡邊龍男氏及び新谷美保子氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 渡邊龍男氏が3年、新谷美保子氏が2年となります。
 - 広野清志氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社取締役の報酬額は、2016年9月27日開催の臨時株主総会において年額2億円以内とご決議いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内（うち社外取締役分年額2千万円以内）とさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の助言も踏まえ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内とさせていただきます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、報酬諮問委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員ではない取締役の報酬等の額について年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と設定することにつき、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役に對する譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の

内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針は後述【ご参考】欄に記載の内容に変更される予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より５年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制

限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。また、本制度に基づき交付する株式は、特段の事情がない限り当社が有する自己株式を利用する予定です。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

株主の皆様にも本議案が承認可決された場合には、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は以下のように変更される予定です。

a. 基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本決定方針につき同じ）の報酬を、企業価値の持続的な向上に取り組む対価として、各取締役の職責をふまえた適正な水準において決定する事を基本方針とします。報酬体系は、固定報酬である基本報酬、業績連動の単年度賞与及び中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成することとします。

b. 金銭報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であり、その額は世間水準及び経営内容等を考慮しつつ、戦略上の重要度の観点から評価した職責に応じて決定するものとします。また、業績連動の単年度賞与は連結EBITDA実績に応じて決定します。

c. 非金銭報酬に関する方針

当社の企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額及び上限株式数の範囲内において、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとします。譲渡制限付株式の割当のための金銭債権の額、譲渡制限付株式の数又は算定方法については、各取締役の職責をふまえて、報酬諮問委員会での検討を経て取締役会で決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準は戦略上の重要度の観点から評価した職責に応じて決定しつつ、単年度の賞与は連結EBITDA実績に応じて決定し、加えて株主価値の持続的な向上を図ることを目的として非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとします。中長期の業績向上及び株主の利益にも配慮し、基本報酬・株式報酬の割合を考慮します。上記を踏まえ、各取締役の報酬額につき、取締役の基本報酬、単年度賞与及び株式報酬の割合

は、それぞれ、基本報酬60%、単年度賞与30%及び株式報酬10%程度となるように設計します。

e. 報酬等の付与時期及び条件に関する方針

基本報酬は固定額を毎月支給します。

単年度の賞与は連結EBITDA実績に応じて各事業年度終了後に一括して支給します。

非金銭報酬の具体的な付与時期・条件については、報酬諮問委員会での検討を経て取締役会で決定します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項及び第三者への委任以外の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会からの答申を踏まえて取締役会にて決定することとし、取締役及び第三者への委任は行いません。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、株主総会にて決議された総額の範囲で各取締役の報酬を決定します。

なお、報酬諮問委員会は、3名以上で構成され、常勤取締役1名に加え、その過半数を独立社外取締役とし、独立社外取締役が委員長を務めています。報酬諮問委員会は、必要に応じて随時開催し、定期的に審議を行うほか、会社業績や個人の業績に基づく個別役員報酬の妥当性について確認します。

以 上

事業報告

第7期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「人と企業の可能性を広げ、世界を豊かにする」をビジョンに掲げ、顧客企業の持続的な戦略課題、組織課題を長期的に支援する事業を展開しております。

当連結会計年度における事業環境としましては、人的資本経営に対する国内企業の関心が高まる中、経営戦略と人材・組織戦略を適合させる重要度が増しております。顧客企業を取り巻く経営環境が複雑化し、人材・組織開発領域におけるソリューションもその環境変化に合わせ、常に進化を要求されています。

当社グループでは、企業経営やコンサルティングファームでの経験を有するプロフェッショナルタレントと連携し、様々な領域における知見を活用したテーラーメイド型の人材開発・組織開発を支援しております。顧客課題やその背景にある事業課題を解決する際に自社だけのリソース、ノウハウだけで実現しようとせず、常にその実現に近い外部のプロフェッショナルタレントを複数組み合わせることで、昨今複雑化しサービス品質に対する期待が高度化する顧客側の課題に確り応え、信頼を勝ち得ることができております。昨今の日本企業を取り巻く複雑な経営環境は、顧客ごとにカスタマイズできる個社固有のテーラーメイド型ソリューションを提供できる当社の差別化戦略が活きやすい事業環境であり、当社グループの成長可能性は高まっていると認識しております。

当連結会計年度における、セグメント別の概要は以下のとおりです。

[人材開発・組織開発事業]

i (株)セルム、升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司、CELM ASIA Pte. Ltd.

当社を中心とした人材開発・組織開発事業においては、コーポレートガバナンス・コードの変革を起点とした次世代の経営幹部候補・ミドルマネジメント育成に対する顧客企業側の根強い関心を背景に、個社固有の経営課題に合わせたテーラーメイド型の当社ソリューションが顧客企業経営層から高く評価され、当連結会計年度において堅調に推移しました。特に当社の主力顧客である5,000億円以上の売上規模を有する大手顧客市場においては、顧客窓口として人事部のみならず、様々な事業部門と接点を作りながら重層的な取引関係を深耕することが出来ました。

この結果、売上高は6,155,027千円(前連結会計年度比12.5%増)となりました。

ii ㈱ファーストキャリア（内定者から入社5年目までの若手ビジネスパーソン向け）

㈱ファーストキャリアにおいても人材開発・組織開発事業と同様、昨今の人的資本経営における関心の高まりを追い風に、企業グループ内で一貫した人材開発方針の構築を志向する顧客企業との取引を伸長し、業績が堅調に推移しました。本領域においては、これまで人員体制の確保が業績成長上の課題であったものの、人員体制の強化が進捗したことで効率的な営業体制・サービス提供体制が当連結会計年度に構築できていることが業績進捗上、大きく寄与しております。

本領域における売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）は1,050,121千円（前連結会計年度比10.7%増）となりました。

[その他事業]

幼児向け英語教育事業であるRISE Japan株式会社は、2020年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生徒数が激減し、十分な収益をあげることが難しい状況が続いておりました。これまでの直接対面式を前提とした幼児教育事業を継続展開していくことは難しく、早期業績の回復見込みが低いことから、株式会社セルムはRISE Japan株式会社を吸収合併することを2022年11月25日付開催の取締役会にて決議し、2023年3月31日付で幼児向け英語教育事業の撤退を実施しました。

この結果、売上高は60,508千円（前連結会計年度比16.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,265,657千円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

売上総利益は3,757,140千円（前連結会計年度比12.5%増）となりました。売上原価の大部分は外部のプロフェッショナルタレントへの支払金額となっています。

販売費及び一般管理費は2,820,824千円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。主な内訳は、給料手当等の人件費です。この結果、営業利益は936,316千円（前連結会計年度比28.4%増）となりました。

営業外収益は、9,990千円（前連結会計年度比35.9%増）となりました。主な内訳は、顧客都合により案件がキャンセルとなった場合等に発生する受取補償金です。営業外費用は、26,496千円（前連結会計年度比32.0%減）となりました。主な内訳は、自己株式取得費用です。この結果、経常利益は919,809千円（前連結会計年度比31.9%増）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は542,793千円（前連結会計年度比45.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受け
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
当社は、2023年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併によりRISE Japan株式会社の全ての権利義務を承継いたしました。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
当連結会計年度において、当社子会社（100%子会社）のアリストテレスパートナーズ株式会社が運営するHRテック投資事業有限責任組合に10,000千円の出資（キャピタルコールによるもの）を実施しました（当社累計出資金額251,000千円）。
- (8) 対処すべき課題
当社グループは、人と企業の可能性を広げる新たな事業・市場創造に果敢に挑んでいくことで、コーポレートスローガンである「Activate Your Potential（可能性が動き出す）」を実現し続けたいと考えております。当社グループが更なる成長に向けて対処すべき課題は以下のとおりです。

① フロント人材の確保と育成の強化

当社が継続的に業績成長を実現するためには、顧客企業内のあらゆる経営課題に精通し、個社固有の状況を踏まえながら、課題特定、サービス提供、フォローのサイクルを築きあげられるフロント人材の確保が重要です。新卒・中途採用を積極的に進めると同時に、入社後の戦力化に必要な環境を整備し、人材育成の充実を図ってまいります。

② 経営管理体制の強化

当社グループは、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、「人と企業の可能性を広げ、世界を豊かにする」というビジョンの実現に向け、既存事業の成長と、新市場の創造に取り組み、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制

の充実・強化が課題であると認識しております。また、株主を始めとするステークホルダーの皆様信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、人材の採用・育成により、業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

③ M&Aの推進及びグループ企業間のシナジーの最大化

当社グループでは、大企業顧客に対する人材・組織開発支援を主力領域と定義すると同時に、事業領域の拡大を目指し、M&Aを積極的に推進し、グループ経営を加速させていく方針です。グループ企業間の営業面などの連携面の実行を実現するため、ITシステムを含む経営管理をグループ全体に展開し、当社グループ全体の価値向上に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

	第4期 2019/4～2020/3	第5期 2020/4～2021/3	第6期 2021/4～2022/3	第7期 (当連結会計年度) 2022/4～2023/3
売上高 (千円)	5,298,706	4,603,441	6,471,894	7,265,657
経常利益 (千円)	588,142	344,380	697,616	919,809
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	336,527	148,241	373,542	542,793
1株当たり当期純利益 (円)	33.38	14.71	28.63	43.09
総資産 (千円)	3,745,795	3,944,494	6,004,974	5,001,027
純資産 (千円)	1,639,766	1,784,049	3,935,971	3,307,577
1株当たり純資産額 (円)	162.55	176.88	293.66	270.51

- (注) 1. 2019年8月14日付で普通株式1株につき100株の割合で、2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株あたり当期純利益を算定しております。
2. 第6期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第6期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第4期 2019/4～2020/3	第5期 2020/4～2021/3	第6期 2021/4～2022/3	第7期 (当事業年度) 2022/4～2023/3
売上高 (千円)	4,037,598	3,672,178	5,279,145	5,968,766
経常利益 (千円)	511,642	188,792	403,445	779,436
当期純利益 (千円)	351,503	64,950	185,963	427,729
1株当たり当期純利益 (円)	34.86	6.44	14.25	33.96
総資産 (千円)	3,679,679	3,850,173	5,631,857	4,551,089
純資産 (千円)	1,764,012	1,828,963	3,784,233	3,024,791
1株当たり純資産額 (円)	174.96	181.40	282.38	247.22

- (注) 1. 2019年8月14日付で普通株式1株につき100株の割合で、2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株あたり当期純利益を算定しております。
2. 第6期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第6期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
株式会社ファーストキャリア	42,340千円	100.0%	若手人材開発関連事業
アリストテレスパートナーズ株式会社	10,000千円	100.0%	コーポレートベンチャーキャピタル事業
HRテック投資事業有限責任組合	—	99.2% (注) 1	コーポレートベンチャーキャピタル事業
升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司	7,952千円	100.0%	人材開発関連事業
CELM ASIA Pte. Ltd.	500千SGD	100.0%	人材開発関連事業

(注) 1. 当該組合への出資内容につきましては、上述の(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況をご参照ください。

2. 当社は、2023年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併によりRISE Japan株式会社全ての権利義務を承継いたしました。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるRISE Japan株式会社を吸収合併することを決議し、2023年3月31日に合併いたしました。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社の計6社により構成されており、「人と企業の可能性を広げ、世界を豊かにする」をビジョンに掲げ、社会的に大きな使命を負い、世界的視野で勝ち残りをかけて戦う顧客企業の人材開発・組織開発を長期的に支援することを使命として事業を展開しております。

近年ますますグローバル化が進む中で、各企業においては、競争優位性を確立して持続的に成長するために不可欠な、「人材・組織基盤の強化」と「優れたリーダーの輩出」のニーズがますます高まっていると認識しております。

高まるニーズに対し当社グループでは、企業経営やコンサルティングファームでの経験を有するプロフェッショナルタレントと連携し、その様々な領域の知見を活用して、顧客企業と共に本質的な課題を特定し、事業進化、イノベーション、経営

高度化のための人材開発・組織開発を支援しております。

当社グループは、顧客企業における人と組織に関わるコンサルティングや人材の育成と開発を支援する「人材開発・組織開発事業」と「その他事業」の2事業を以下のビジネスモデルを用いて運営しております。

■ ビジネスモデルと事業の特長

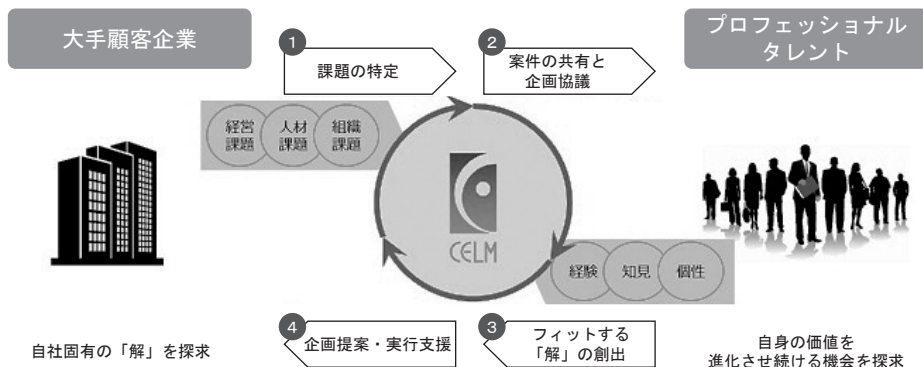
当社グループは、企業経営において重要度の高い人材開発並びに組織開発の課題解決を、顧客企業との長期間に亘る強固なパートナーシップに基づいて提供しております。

① 当社のビジネスモデル

当社のビジネスモデルの特長は以下の3点であります。

- i. 企業経営並びにコンサルティングファームでの経験を有する独立したプロフェッショナルタレントを中心とした1,500名超（2023年3月末現在の契約人数、うち2023年3月期の稼働人数540名）の講師・コンサルタントのネットワーク
（注）プロフェッショナルタレントである人材開発サービスを提供している企業については、1法人を1名とカウント。
- ii. 経営課題に対して自社固有の解を探求し続ける大手企業との長期に亘るパートナーシップ
- iii. 定型の人材開発・組織開発プログラムを持たず、プロフェッショナルタレントとの共創によるテーラーメイド型のプログラム提供

この特長を活かして、当社グループは、経営的な視点・視座で顧客企業と共にディスカッションを通じて課題を特定し、解決策を顧客企業と共に練り上げ、企画の提案や実行支援を行っております。また、成果を検証し改善策や代替案を提供し続けることで、顧客企業の企業価値向上に貢献していると認識しております。



②事業の特長

i. 大企業に特化した顧客基盤

当社グループの取引先は、売上高2,000億円から5,000億円未満の規模を中心とした準大手企業や、複数の事業法人与多くの従業員を国内外拠点に展開し準大手企業以上の売上規模を有する大手企業であり、主要な顧客基盤として日本を代表する大企業との取引関係を有していることが特長です。

ii. 顧客企業との長期に亘る継続取引

5年以上の(※)継続取引顧客は売上の6割を超えております(当社管理システムから2023年3月期実績を集計)。その理由は、顧客企業の経営課題を理解し、解決に向け伴走する存在であると当社グループを捉えていただいているためと認識しております。

(※)継続取引顧客：当年度に当社単体において売上があった顧客のうち、前年度にも売上を計上していた顧客

iii. 顧客企業の複数の部門からの取引

人事部門からの信頼をベースに様々な部門、グループ法人に取引が広がっており、経営企画部門、R&D部門、事業部、グループ関連会社等の人事部門以外とも取引しております。

iv. 経営における重要テーマ案件への関与

主に経営人材育成、ミドルマネジメント革新、理念・ビジョン浸透等、企業経営における重要テーマに関与しております。

v. 顧客と親密な関係を築くための営業体制

顧客企業との継続取引年数と、多くの部門からの取引関係を維持するために、当社グループの営業担当者は1名につき、平均4～5社しか担当企業を持たない体制とし、顧客企業との密着度を高めていると認識しております。

vi. プロフェッショナルタレントのネットワーク

プロフェッショナルタレントのネットワークは、1,500名を超えています。そのうち、コンサルティングファーム出身者、大手企業の人事部門幹部経験者、企業経営経験者が主であります(当社管理システムから2023年3月期実績を集計)。

■主なサービス

当社グループは、人材開発・組織開発事業とその他事業の2事業を運営しておりますが、当社グループの提供するサービスの内容及び特長は以下のとおりであります。

[当社グループの主な役割]

サービスを提供するにあたり、主として以下のような活動を行っております。まず、顧客情報を概観的に把握するため、ホームページ、新聞等より中期経営計

画の概要、社長メッセージ、人事・組織情報を収集・整理いたします。次に、顧客企業の課題特定に向け、当社内において想定される課題の仮説を立てております。そして、顧客企業とのディスカッションを通じて、経営的な視点・視座で課題を特定し、解決策を顧客企業と共に練り上げ、他社事例も踏まえた上でプロフェッショナルタレントとの議論を通じて情報を構造化し、フィットする解決策を提案いたします。受注後は、研修実施に向けて顧客、プロフェッショナルタレントとの詳細なすり合わせを行い、研修実施中は当社が同席し、プロフェッショナルタレントの進め方や受講生の反応等を確認する等品質管理を行うと同時に、更なる顧客理解に努めております。研修実施後は、アンケートや顧客との振り返りミーティングを踏まえて当社がプロフェッショナルタレントにフィードバックを行い、成果を検証し改善策や代替案を提供し続けております。

[人材開発・組織開発事業]

主なサービスとしては、①次期経営幹部人材を発掘し・育成する「経営塾」、②現役員陣等への経営メンタリング（現役員、並びに次期役員候補者を対象とした外部のプロフェッショナルタレントによるマンツーマンOJT）、③ミドルマネジメント革新、④人材開発体系の構築コンサルティング、⑤経営理念・ビジョン浸透／企業風土改革支援、⑥ASEAN・中国における人材開発・組織開発支援、⑦ファーストキャリア開発事業（内定期間から入社5年目までの体系的な人材開発と人材育成マインドの高い職場風土醸成）、⑧障がい者の雇用・活躍支援等があります。

① 次期経営幹部人材を発掘し・育成する「経営塾」（主要な会社：㈱セルム）

i. 対象

次期経営幹部人材（顧客企業の各部門、グループ企業、グローバル拠点等からの選出）

ii. 背景・目的

経営リーダーとしての「軸」の開発を通じた経営幹部育成

iii. 特長

個々人の経営人材としての資質の見極め、強み弱みの把握、その後の困難な課題・役割の付与（修羅場ポジション登用 例：事業部門や関連会社等において経営の実経験をさせること）をトータルで支援する、約1年間に亘るトレーニングプログラムです。現経営陣、社外取締役、当社が選任するプロフェッショナルタレント陣との真剣な対話や議論を通じて、実施しております。また、経営塾終了後は「塾生」による「卒業生ネットワーク」が形成され、組織横断プロジェクト等への選任や変革チーム組成の際に大きな役割を果たすと考えております。

また当社は、各社固有の課題から、経営環境の変化や経営トップの意向をダイレクトに確認しながら毎年経営塾のプログラムを進化させてまいりま

す。同時に、塾生一人ひとりのアセスメント(能力や適性の評価)や選定への助言まで踏み込んでいくことも顧客に期待されていると考えております。

② 現役員陣等への経営メンタリング(主要な会社：㈱セルム)

i. 対象

現役員や次期役員候補者

ii. 背景・目的

経営者に求められる視野・視点の獲得と意識変革の促進

iii. 特長

プロフェッショナルタレントとの対話を繰り返す中で、経営リーダーとしての意識、言葉、行動について、プロフェッショナルタレントが対象者へ実践的な指導と助言を行うものであります。役員レベルへの登用前後に導入することで、当人のパフォーマンス向上のみならず、事業・組織変革の動きを加速させることができると考えております。

③ ミドルマネジメント革新(主要な会社：㈱セルム)

i. 対象

経営トップ層と現場をつなぐミドルマネジメント層

ii. 背景・目的

事業変革やイノベーションの要請、ダイバーシティの推進、働き方改革等、組織が断続的な変化にさらされる中で成長期待が益々高まっているミドルマネジメント層の育成

iii. 特長

現在では管理職昇格前後の一定期間をマネジメント育成期間と位置付け、集合研修とオンラインのグループで行うコーチング、アセスメント等を組み合わせ、計画的なトレーニングが当社顧客から求められており、この動きは今後大きく広がるものと思われま。経営の一員として高い視座をもって職務にあたる意識の改革、組織能力向上のためのリーダーシップ強化、働く価値観やキャリア観の多様化に対応するピープルマネジメント力等、ミドルマネジメント層の育成目標を各社固有の課題に合わせて定め、テーラーメイドで育成体系とプログラムを立案、実行支援しております。研修を一過性のもに終わらせないために、研修前後や研修期間中に、職場での実践と上司や同僚からのフィードバックを促すプログラムを組み込む工夫もしております。これにより学びと気づきを実践し続ける行動習慣を身につけることがよりできるようになると考えております。また、当社は、経営塾を提供するプロセスの中で、顧客企業の経営トップ層と対話をするため、経営トップ層の持つ問題意識や価値観を理解しやすいと考えております。上述の理解により、最適なプロフェッショナルタレントの選任と効果的なプログラムの設計が可能となり、人材育成の投資対効果を向上できると考えております。

④ 人材開発体系の構築コンサルティング(主要な会社：㈱セルム)

i. 対象

主に人事部門、経営戦略部門

ii. 背景・目的

顧客企業の経営理念と戦略に同期した、戦略実行を担う人材を継続的に開発していくための人材開発体系の構築

iii. 特長

顧客企業の中長期的な経営シナリオや事業環境の変化を鑑みて、人材の要件を定義し、開発目標を定め、各種育成施策と投資計画に反映させていくコンサルティングを、当社の組織人材開発コンサルタントが提供いたします。当社の組織人材開発コンサルタントが顧客企業のプロジェクトチームを支援・進行する形で行います。本サービスは、中長期ビジョンの見直し、基本戦略の変更、人事制度の改変等、企業経営の節目にニーズが発生する上に、その提供プロセスにおいて、経営トップとのインタビュー、役員陣のワークショップ、現場へのヒアリング等、多岐に渡る活動を行うため、顧客企業との信頼関係が一気に深まる契機となると当社は考えております。また、本サービスは体系構築から個別の育成施策（研修、アセスメント、メンタリング等）の支援へとつながっていくため、顧客企業との長期的なパートナーシップをさらに深め、当社内に知見を蓄え続けていくことができると考えております。

⑤ 経営理念・ビジョン浸透／企業風土改革支援(主要な会社：㈱セルム)

i. 対象

主に人事部門、経営戦略部門

ii. 背景・目的

組織の一体感、求心力、健全性を高め、顧客企業の経営理念、ビジョン、行動指針（Value）の浸透

iii. 特長

これまで蓄積してきた人材開発・組織開発のノウハウを活かし、経営トップ、事業トップと社員との対話や、現在の組織の状態や職場風土と真摯に向き合う場を設定しております。

企業のM&A施策に伴う組織再編や経営トップの交代のような大きな経営改革時、及び不祥事発生後のタイミングでのニーズが多く、パートナーシップによる企業理解と信頼をベースに、各社固有の課題に合わせたプログラムの設計を実施しております。

⑥ ASEAN・中国における人材開発・組織開発支援(主要な会社：升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司、CELM ASIA Pte. Ltd.)

i. 対象

日本企業のASEAN・中国における現地スタッフ(主に経営幹部クラス)

ii. 背景・目的

人材流動化・人材争奪戦が激しく人材マネジメント課題が多い地域と当社が考えるASEAN・中国における、顧客企業の現地での事業成長と組織発展のためのサポート

iii. 特長

上記の目的のため、現地スタッフを対象として人材開発や、組織風土改革等の組織開発を支援しております。人材開発においては、幹部候補になり得る人材を発掘、戦略策定力やリーダーシップ力を開発するプログラムを提供しております。さらには、「タレントマネジメント（国・地域ごとのリーダー人材の把握、アサインメント、評価、育成の一貫した仕組み）」を支援しております。

組織開発においては、自社の経営理念や行動指針の浸透と、チームワークによる問題解決の組織風土づくりを支援しております。

特長としては、以下の3点であると認識しております。

- ・各国のビジネス環境を理解したプロフェッショナルタレントのネットワークを構築していること
- ・現地の経営トップとの人脈形成や実践事例共有のための異業種交流ネットワークを構築していること
- ・現地の実情やリーダーの想いと、日本本社関係者の意図や課題認識の両方を深く理解した日本本社とASEAN及び中国拠点のブリッジパーソン（架け橋となる役割）としての役割を担えていること

⑦ ファーストキャリア開発事業(主要な会社：㈱ファーストキャリア)

i. 対象

入社前の内定者から入社後5年目までの若手社員、入社後の一定期間に指導役となる新人メンター、職場のOJTリーダー、新人教育トレーナー

ii. 背景・目的

ファーストキャリア期(入社前の内定から入社後5年目)は、社会人としての基本スタンスを身につけ企業人人生の土台となる重要な時期であるため

iii. 特長

ファーストキャリア期における一貫した人材開発体系の構築支援、各種研修プログラムの企画・開発・実行支援、若手層育成に関し支援しております。

⑧ 障がい者の雇用・活躍支援(主要な会社：㈱セルム)

i. 対象

人事部門及び障がい者受入部門

ii. 背景・目的

障がい者が活躍できる職域開発、採用、定着支援

iii. 特長

企業における障がい者の雇用・定着・活躍支援を、人材開発と組織開発双方の視点からトータルにアプローチしております。障がい者の個々人の持ち味や能力特性を積極的に活かしていくべく、主に2つのサービスを提供しております。

[障がい者の人材紹介サービス]

複数の企業と障がい者が参加する合同面接会を通じて、企業側の職場風土・受け入れ体制と障がい者のパーソナリティ・経験の双方を確認しあう機会を提供し、双方にとって納得感ある人材紹介サービスを提供しております。さらに、就職後の定着支援も行っております。

[障がい者の定着・活躍支援の組織開発サービス]

障がい者の定着に関するアドバイスや、受け入れ側の職場の社員の意識醸成のための研修、障がい者が働きやすい業務設計コンサルティング等、採用後の長期的な定着のためのサービスを提供しております。

[その他事業]

⑨ その他

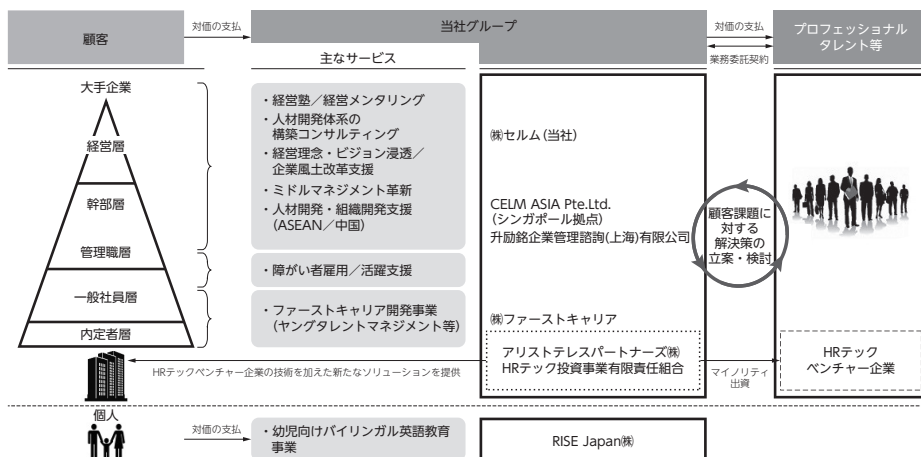
i. コーポレートベンチャーキャピタル（以下、CVCという）事業(主要な会社：アリストテレスパートナーズ(株)、HRテック投資事業有限責任組合)

テクノロジーの進化による生産性向上が進む中、企業の人事部門におけるテクノロジーの導入はまだ始まったばかりと認識しており、成功事例が出てくるのは数年先だと当社グループは考えております。その中でも人材開発・組織開発の分野はまだ実験段階にあると判断しております。そこで当社グループの顧客企業の人材開発・組織開発の投資対効果をより向上させるため、国内外のHRテックベンチャー企業(HRテック：人事領域でのテクノロジー活用)への投資と成長支援を行います。当社グループが持つ豊富な顧客基盤を活かして、従来の当社グループのサービスにHRテックベンチャー企業の技術を加えた新たなソリューションを顧客企業に提供することで新たな収益機会の創出を図っております。

ii. 幼児(1～6歳)向けバイリンガル英語教育事業(主要な会社：RISE Japan(株))

未来をつくる子供たちの可能性の最大化を追求し、世界に通用するグローバルリーダー人材の輩出を目指す、バイリンガル教育によるプリスクール、アフタースクール事業を展開しております。幼少期に、バイリンガル教育が施される英語環境でチームワーク等により自分自身の世界を広げるために必要な知識、さらには日本人らしさを学ぶことで、子どもたちの一生の財産となる語学力、思考力、生きる力を養うスクールであります。世界15か国150以上のセンターで幼児対象のインターナショナル・プリスクール(英語幼児園)を展開する Rise Global Holdings Ltd. (本店所在地：Dublin,

Ireland、代表者：Barry O' Callaghan)のカリキュラム提携により、英語を学ぶのではなく、「英語でサブジェクト（テーマ・科目）を学ぶ」サブジェクト・ベースのプログラムを提供しております。なお、本事業は2020年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生徒数が激減し、十分な収益をあげることが難しい状況が続いておりました。これまでの直接対面式を前提とした幼児教育事業を継続展開していくことは難しく、早期業績の回復見込みが低いことから、㈱セルムはRISE Japan㈱を吸収合併することを2022年11月25日付開催の取締役会にて決議し、2023年3月31日付で本事業の撤退を実施しております。



(注) 当社グループでは、顧客企業のニーズに対し、プロフェッショナルタレントと連携して人材開発・組織開発を支援しております。上記のプロフェッショナルタレントには、当社の関連当事者であるウィルコムズ有限会社を含んでおります。

(12) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー 7F
関西支社	大阪府大阪市北区大深町 4-20 グランフロント大阪タワーA22F
中部支社	愛知県名古屋市中村区名駅 4-24-8 いちご名古屋ビル 6F

② 子会社

名称	所在地
株式会社ファーストキャリア	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー 7F
アリストテレスパートナーズ株式会社	
HRテック投資事業有限責任組合	
升励銘企業管理諮詢（上海）有限公司	中国上海市
CELM ASIA Pte. Ltd.	シンガポール

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)
人材開発・組織開発事業	154
全社 (共通)	20
合計	174

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員 (パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除く。) は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。
2. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
3. CVC事業の従業員に関しては、取締役のみで構成されているため記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
136名	12名	37.7	6.7

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員 (パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除く。) は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。
2. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	142,913千円
株式会社りそな銀行	142,775千円
株式会社三井住友銀行	17,200千円

- (注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	
及び貸出コミットメントの総額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

- (15) 上記記載事項以外の当社グループの現況に関するその他の重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,620,400株（自己株式1,508,900株を含む。）
- (3) 株主数 1,598名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数	持株比率
(株)アイランドプラス	1,840,000株	15.1%
加島 禎二	1,600,000株	13.2%
加藤 友希	800,000株	6.6%
(株)PINE RIVER	800,000株	6.6%
田口 佳子	730,000株	6.0%
若鍋 孝司	700,000株	5.7%
(株)アイズ	700,000株	5.7%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	454,900株	3.7%
山崎 教世	450,000株	3.7%
小林 剛	327,600株	2.7%

- (注) 1. (株)アイランドプラスは当社代表取締役社長である加島禎二が全株式を保有する資産管理会社であります。
2. 当社は、自己株式1,508,900株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記(株)日本カストディ銀行（信託口）は、全て信託業務に係るものであります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を20,000,000株から40,000,000株に変更しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当該事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人及び子会社の役員及び使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は2023年1月10日開催の取締役会において、中期経営計画における業績目標達成のより一層の意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第4回新株予約権
発行決議日		2023年1月10日
新株予約権の数		7,350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 735,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり4,167円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 58,700円 (1株当たり 587円)
権利行使期間		2026年4月1日～2035年3月31日
役員の保有状況	取締役（社外役員を除く）	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名
	社外取締役（社外役員に限る）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、当社のEBITDAが、下記(a)号から(b)号に記載したいずれかの条件を充たした場合、割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。また、2024年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、下記(a)号か

ら(b)号の条件のうち異なる条件を充たした場合には、各条件における行使可能割合のうち最も高いもののみが適用される。

(a) 2024年3月期又は2025年3月期のいずれかの事業年度においてEBITDAが11億8,500万円を超過した場合：行使可能割合40%

(b) 2025年3月期の事業年度においてEBITDAが13億6,200万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。また、計算の結果各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個に満たない数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。

② 本新株予約権は、上記①に定める行使の条件を充たす場合において、以下の(i)号乃至(v)号に定める条件に従って、その全部又は一部を行使できるものとする。なお、本新株予約権者は、以下の(i)号乃至(v)号に定める期間が重複する期間においては、以下の(i)号乃至(v)号に定める条件を満たす本新株予約権の個数を合計した個数の本新株予約権の全部又は一部を行使できるものとする。

(i) 2026年4月1日から2031年3月31日までは、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。

(ii) 2027年4月1日から2032年3月31日までは、前号の定めに従い前号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。但し、前号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。

(iii) 2028年4月1日から2033年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。

(iv) 2029年4月1日から2034年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。

(v) 2030年4月1日から2035年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行

使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数から、前各号本文の定めに従い行使することができる新株予約権の個数として算定される数の合計数を控除した個数の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。

- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社の取締役会においてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	加島 禎二	代表取締役社長
取締役	吉富 敏雄	人事総務部・財務経理部担当
取締役	井上 卓哉	事業企画部・東日本マーケティング部担当 ㈱ファーストキャリア 代表取締役
取締役	古我 知史	アリストテレスパートナーズ㈱ 代表取締役 ウィルキャピタルマネジメント㈱ 代表取締役 ウィルコムズ㈱ 取締役 ㈱チームクールジャパン 代表取締役 *社外役員の兼職状況 ㈱インバウンドプラットフォーム 社外取締役
社外取締役	渡邊 龍男	㈱オールアバウト 常勤監査役 ㈱インターネットインフィニティー 監査役 *社外役員の兼職状況 ㈱ワイヤレスゲート 社外取締役監査等委員 ㈱星野 社外取締役 ㈱ORJ 社外取締役 ㈱CAC Holdings 社外取締役
社外取締役	新谷 美保子	TMI総合法律事務所パートナー
常勤監査役	山崎 教世	
社外監査役	熊谷 均	トラスティーズFAS㈱ 代表取締役 ㈱バウンダリー出版 代表取締役 *社外役員の兼務状況 ㈱KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役監査等委員
社外監査役	広野 清志	広野総合会計事務所 所長 ㈱ワイドブレイン 代表取締役 マルシェ㈱ 監査役 *社外役員の兼務状況 タグピク㈱ 社外監査役 ㈱クリエイターズマッチ 社外監査役 クリアル㈱ 社外監査役 Z㈱社外 監査役

- (注) 1. 取締役渡邊龍男並びに取締役新谷美保子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役熊谷均並びに監査役広野清志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役渡邊龍男、取締役新谷美保子、監査役熊谷均、監査役広野清志の4氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役熊谷均並びに監査役広野清志は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役小林剛氏及び社外取締役守屋実氏は2022年6月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬限度額は、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、年間200百万円以内と決議しております。決議時点の取締役の員数は3名（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）です。

監査役の報酬限度額は、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、監査役は100百万円以内と決議しております。決議時点の監査役の員数は1名です。

当社は、報酬諮問委員会を設置しており、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定については同委員会で審議し、2021年1月開催の取締役会に意見として提案を行い、当該取締役会において以下のとおり決定しております。

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上に取り組む対価として、各取締役の職責をふまえた適正な水準において決定する事を基本方針としております。

報酬体系は、基本報酬と、業績連動の単年度賞与で構成しております。基本報酬は、戦略上の重要度の観点から評価した職責に応じて決定します。単年度賞与は、当社が連結EBITDAを重要な経営指標としていることから、当事業年度の連結EBITDA実績に応じて、常勤取締役に対して各事業年度終了後に一括して支給します。当事業年度の連結EBITDAは、1,156百万円となりました。

当社の個人別取締役報酬等は、取締役会にて決議するものでありますが、2020年7月より取締役会の諮問機関として、構成員の過半数が社外役員である報酬諮問委員会を設置しております。取締役の個人別報酬等は、各取締役が担うミッショングレードと職責上の成果をふまえて、その算定の妥当性を当委員会にて審議されております。

役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外取締役)	98 (10)	70 (10)	28 (—)	—	8 (3)
監査役 (うち 社外監査役)	22 (9)	22 (9)	—	—	3 (2)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役新谷美保子は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、当社と当該法人等との間には特別な関係はございません。

社外監査役熊谷均は、トラスティーズFAS(株)及び(株)バウンダリー出版の代表取締役を兼務しておりますが、当社と当該法人等との間には特別な関係はございません。

社外監査役広野清志は、(株)ワイドブレインの代表取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には特別な関係はございません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役渡邊龍男は、(株)ワイヤレスゲート、(株)星野、(株)ORJ及び(株)CAC Holdingsの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には特別な関係はございません。

社外監査役熊谷均は、(株)KOKUSAI ELECTRICの社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には特別な関係はございません。

社外監査役広野清志は、クリアル(株)及びZ(株)の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には特別な関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渡邊 龍男	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、社外取締役として、内部視点のみによる弊害を、外部の目でチェックすることの重要性を鑑みて、長く培われた上場企業の役員経験を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当社では任意の報酬諮問委員会を設置しており当機関の委員長に就任しております。
社外取締役	新谷 美保子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、弁護士として培われた法務領域の幅広い見識を基に、公正かつ客観的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当社では任意の報酬諮問委員会を設置しており当機関の委員に就任しております。
社外監査役	熊谷 均	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、公認会計士としての知識、経験を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	広野 清志	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、公認会計士としての知識、経験を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするというものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 36,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の会計監査計画の監査日数及び昨年監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

(1) 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。代表取締役直轄の内部監査室を配置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、これを報告するものとする。

(ii) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、就業規則に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(iii) 人事総務部をコンプライアンスの統括部署として、リスク・コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(iv) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び文書管理規程等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

(ii) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(ii) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として年4回開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(iii) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i)取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
 - (ii)取締役会規程、業務分掌規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (iii)取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i)子会社管理・報告体制
子会社の自主性を尊重しつつも、経営に関する重要な承認、決裁、報告事項等を関係会社管理規程に定め、当社が子会社を管理出来る体制とする。
また、全ての子会社から受託しているコーポレート業務の遂行を通じ、各業務の当社主管部署は必要に応じた指導及び支援を行う。
 - (ii)子会社の損失の危機に関する規程その他の体制
関係会社管理規程において、子会社経営に影響を及ぼす事項等、経営上の重要事項を当社取締役会への報告事項と定め、当社が把握・管理できる体制とする。
 - (iii)子会社の取締役等の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部監査室は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、職務執行が法令及び定款に適合しているか確認する。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i)当社及び関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備する。
 - (ii)内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (i)監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

- (ii) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 - (ii) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
 - (iii) 当該使用人は、監査役より指示を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他報告に関する体制
 - (i) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席することができる。取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (ii) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実をしたときには、速やかに監査役に報告する。
 - (iii) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - (iv) 監査役へ報告・通報したことを理由に、当該報告者に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (ii) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (iii) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (iv) 当社は、監査役の職務執行に必要な弁護士、公認会計士、その他専門家の助言等に関する費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なではないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

①反社会的勢力の排除に関する体制

- (i) 役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。
- (ii) 反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力の排除に関する規程」等に基づいて行う。
- (iii) 弁護士や警察等の外部専門機関との連携に努め、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進し、有事の際は連携して対応にあたる。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制を上記のとおり整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりとなります。

(1) 取締役、使用人の職務の遂行に関する体制について

当事業年度において、取締役会は17回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会5回）開催しました。いずれも社外取締役及び監査役が参加し、取締役の職務遂行の適法性と監督機能の実効性を確保しています。

(2) リスク・コンプライアンス管理体制について

当社では、リスク・コンプライアンス規程を取締役及び使用人へ周知し、コンプライアンス体制の維持・向上に努めています。当事業年度においては、リスク・コンプライアンス委員会を7回（定例開催4回、臨時開催3回）開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ってまいりました。また、内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題の早期発見と改善に努め、再発防止を図っております。

(3) 当社及び子会社における業務の適正について

内部監査室は、監査計画に基づき当社及び子会社に対して、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の適正について評価を実施いたしました。

(4) 監査役の監査体制について

監査役監査計画に基づき監査を行うとともに、当事業年度において、監査役会は13回開催しました。また、内部監査室及び会計監査人との連携や、当社代表取締役社長及び執行役員との間で意見交換会を実施しています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,880,023	流動負債	1,607,899
現金及び預金	1,728,930	買掛金	538,071
売掛金	620,431	1年内返済予定の長期借入金	241,776
仕掛品	5,988	未払金	212,658
貯蔵品	2,236	未払費用	311,745
預け金	459,755	未払法人税等	71,451
その他	62,682	契約負債	19,287
固定資産	2,121,004	賞与引当金	29,228
有形固定資産	62,572	資産除去債務	30,226
建物(純額)	41,249	その他	153,453
その他(純額)	21,322	固定負債	85,551
無形固定資産	1,608,465	長期借入金	61,112
のれん	1,599,937	資産除去債務	24,014
その他	8,527	その他	425
投資その他の資産	449,966	負債合計	1,693,450
投資有価証券	142,410	純資産の部	
繰延税金資産	170,400	株主資本	3,255,946
その他	137,156	資本金	1,014,873
資産合計	5,001,027	資本剰余金	1,282,493
		利益剰余金	2,009,424
		自己株式	△1,050,845
		その他の包括利益累計額	20,394
		為替換算調整勘定	20,394
		新株予約権	30,627
		非支配株主持分	608
		純資産合計	3,307,577
		負債及び純資産合計	5,001,027

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,265,657
売 上 原 価		3,508,516
売 上 総 利 益		3,757,140
販売費及び一般管理費		2,820,824
営 業 利 益		936,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	166	
受 取 配 当 金	250	
受 取 補 償 金	5,541	
補 助 金 収 入	1,591	
そ の 他	2,440	9,990
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,083	
支 払 補 償 費	2,007	
自己株式取得費用	12,119	
為 替 差 損	9,284	
そ の 他	2	26,496
経 常 利 益		919,809
特 別 損 失		
減 損 損 失	86,781	
事 業 撤 退 損 失	96,260	183,042
税金等調整前当期純利益		736,767
法人税、住民税及び事業税	249,611	
法 人 税 等 調 整 額	△55,593	194,018
当 期 純 利 益		542,749
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△44
親会社株主に帰属する当期純利益		542,793

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,001,173	1,268,810	1,660,984	—	3,930,967
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	13,700	13,700			27,400
利益剰余金の配当			△194,353		△194,353
自己株式の取得				△1,050,845	△1,050,845
親会社株主に帰属する当期純利益			542,793		542,793
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△16			△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	13,700	13,683	348,440	△1,050,845	△675,020
当 期 末 残 高	1,014,873	1,282,493	2,009,424	△1,050,845	3,255,946

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替調整	勘定 その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,366	4,366	—	636	3,935,971
当期変動額					
新株の発行					27,400
利益剰余金の配当					△194,353
自己株式の取得					△1,050,845
親会社株主に帰属する当期純利益					542,793
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,027	16,027	30,627	△28	46,626
当期変動額合計	16,027	16,027	30,627	△28	△628,394
当期末残高	20,394	20,394	30,627	608	3,307,577

連結注記表

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

(株)ファーストキャリア

升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司

CELM ASIA Pte. Ltd.

アリストテレスパートナーズ(株)

HRテック投資事業有限責任組合

なお、当社の連結子会社であったRISE Japan(株)は、2023年3月31日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

i 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ii 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

ii 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内子会社の決算日は親会社と同じ3月31日であります。升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司及びCELM ASIA Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。またHRテック投資事業有限責任組合の決算日は1月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、連結決算日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

ii 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

iii 収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、顧客企業における人と組織に関わるコンサルティングや人材の育成と開発を支援する「人材開発・組織開発」の分野においてサービスの提供を行っております。それらのサービスは、顧客の要望に基づき設計、実施されることから、価格もそれぞれのサービス毎に決定されております。

また顧客との契約においては、当社グループが提供するサービスの区切りを1つの単位として履行義務を認識しており、それら1つの履行義務が完了する毎に顧客へ成果を引き渡したのものとして収益を認識しております。

iv のれんの償却方法及び償却期間

15年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(2) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社グループのうち、親会社及び国内子会社は有形固定資産（建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備を除く）の減価償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、出社を要しない新しい働き方が普及・浸透した外部環境の変化に対応するために実施した当社の本社事務所のレイアウト工事を契機に、固定資産の使用実態について見直しを実施した結果、国内における固定資産の使用状況は取得後の各連結会計年度において安定的に推移すると見込まれるため、定額法による減価償却を行うことがより合理的に有形固定資産の使用実態を反映できると判断したことによるものであります。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「その他流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」、及び「その他流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 有形・無形固定資産（のれん含む）の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	62,572
無形固定資産	1,608,465
(内、のれん)	1,599,937
減損損失	86,781

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形・無形固定資産（のれん含む）について、減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が過去又は翌期に渡って継続してマイナスである場合等、減損の兆候があると判断しております。

また、当社グループののれんは、過去の株式取得時に発生したものであり、のれんに配分された金額が相対的に多額であることから、減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローを、決算時点で入手可能な経営環境などの外部要因に関する情報や人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

将来の割引前キャッシュ・フローが有形・無形固定資産簿価を下回った場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

なお、当連結会計年度において、RISE Japan株式会社が手掛けている事業からの撤退に伴い、保有する建物等について減損損失86,781千円を計上しております。

(2) 投資有価証券

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	142,410

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する市場価格のない株式等については、実質価額が著しく下落している場合において、必要な評価減を行っております。投資先の実質価額は、投資先の過去の実績及び翌期以降の予算等を考慮して見積っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 100,438千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失及び事業撤退損失

RISE Japan株式会社が手掛けている事業からの撤退に伴い、同社が保有する資産について減損損失を86,781千円、賃借不動産関連の違約金等を中心に事業撤退損失を96,260千円計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	6,700,600	6,919,800	-	13,620,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 6,700,600株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 219,200株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	-	1,508,900	-	1,508,900

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 定時株主総会	普通株式	120,610	18.00	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年 10月18日 取締役会	普通株式	73,743	6.00	2022年 9月30日	2022年 12月5日

(注) 当社は、2022年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2022年6月29日の定時株主総会で決議された配当金については当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- i 配当金の総額 84,780,500 円
- ii 1株当たり配当額 7 円
- iii 基準日 2023年3月31日
- iv 効力発生日 2023年6月30日
- v 配当の原資 繰越利益剰余金

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 1,117,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては「債権管理規程」に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

預け金は、主に当社の自己株式の取得資金を信託銀行に対して預けているものであります。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に2016年9月のMBO時に行った借入の返済を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。また、営業債務及び長期借入金は、流動性リスクに晒されており、変動金利の長期借入金は市場リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は「与信管理規程」に従い、取引先毎に与信限度額及び残高管理を行うとともに、定期的な与信限度額の見直しを実施することにより信用リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の基準に準じて、同様の管理を行っております。

ii 市場リスクの管理

当社グループは、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利変動にかかる市場リスクを管理しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持する等の方法により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額142,410千円）は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	302,888	302,888	—
負債計	302,888	302,888	—

※長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	302,888	—	302,888
負債計	—	302,888	—	302,888

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（千円）
(株)セルム、升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司、 CELM ASIA Pte. Ltd.	6,155,027
(株)ファーストキャリア	1,050,121
その他	60,508
顧客との契約から生じる収益	7,265,657
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,265,657

- (注) 1. (株)セルムにおいては、次期経営幹部人材を発掘し・育成する「経営塾」、現役員陣等への経営メンタリング、ミドルマネジメント革新、人材開発体系の構築コンサルティングを、升励銘企業管理諮詢(上海)有限公司、CELM ASIA Pte. Ltd. においては、ASEAN・中国における人材開発・組織開発支援を主なサービスとして顧客へ提供しております。
2. (株)ファーストキャリアにおいては、ファーストキャリア開発事業（内定期間から入社5年目までの体系的な人材開発と人材育成マインドの高い職場風土醸成）を主なサービスとして顧客へ提供しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 iii収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	584,910	620,431
契約負債	33,487	19,287

契約負債は、顧客へ成果を引き渡した時点で収益を認識する顧客との契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは当初予想される契約期間が一年超の重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 270.51円

1株当たり当期純利益 43.09円

(注) 当社は、2022年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象

自己株式の取得

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、2023年5月12日開催の取締役会において、当該事項を一部変更することを決議しました。

1. 変更の理由

成長の根幹と位置付けている戦略的M&Aや株式インセンティブを用いた人材戦略等を検討していく際の対価として必要な水準を確保し、機動的な投資戦略を遂行した上で、多角化を通じたより一層の事業成長を実現するためであります。

2. 変更内容（変更箇所については下線を付しています。）

	変更前	変更後
取得する株式の種類	当社普通株式	
取得する株式の総数	800,000株を 上限とする (自己株式を除く 発行済株式総数に 対する割合 6.5%)	1,050,000株を 上限とする (自己株式を除く 発行済株式総数に 対する割合 8.5%)
株式の取得価額の総額	640,000千円を 上限とする	940,000千円を 上限とする
取得する期間	2023年2月13日～2023年7月4日	
取得方法	信託方式による市場買付	

※変更後の「自己株式を除く発行済株式総数に対する割合」は、変更前後の比較の観点から、変更前決議時点である2023年2月10日当時の自己株式数、発行済株式総数を用いて算出しております。

3. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2023年4月30日時点）

- (1) 取得した株式の総数 432,000 株
- (2) 株式の取得価額の総額 342,608千円

12. その他の注記

ストック・オプション等に関する注記

(1) 当連結会計年度に発行されたストック・オプションの内容

第4回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名 子会社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 735,000株
付与日	2023年2月9日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、当社のEBITDAが、下記(a)号から(b)号に記載したいずれかの条件を充たした場合、割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。また、2024年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、下記(a)号から(b)号の条件のうち異なる条件を充たした場合には、各条件における行使可能割合のうち最も高いもののみが適用される。</p> <p>(a) 2024年3月期又は2025年3月期のいずれかの事業年度においてEBITDAが11億8,500万円を超過した場合：行使可能割合40%</p> <p>(b) 2025年3月期の事業年度においてEBITDAが13億6,200万円を超過した場合：行使可能割合100%</p> <p>なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額ならびに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、計算の結果各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個に満たない数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。</p>

	第4回新株予約権
権利確定条件	<p>② 本新株予約権は、上記①に定める行使の条件を充たす場合において、以下の(i)号乃至(v)号に定める条件に従って、その全部又は一部を行使できるものとする。なお、本新株予約権者は、以下の(i)号乃至(v)号に定める期間が重複する期間においては、以下の(i)号乃至(v)号に定める条件を満たす本新株予約権の個数を合計した個数の本新株予約権の全部又は一部を行使できるものとする。</p> <p>(i) 2026年4月1日から2031年3月31日までは、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ii) 2027年4月1日から2032年3月31日までは、前号の定めに従い前号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。但し、前号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。</p> <p>(iii) 2028年4月1日から2033年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数(1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。)の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。</p>

	第4回新株予約権
権利確定条件	<p>(iv) 2029年4月1日から2034年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数の5分の1の個数（1個に満たない数が生じる場合は、これを切り捨てて計算した数とする。）の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。</p> <p>(v) 2030年4月1日から2035年3月31日までは、前各号の定めに従い前各号の期間において行使できる新株予約権とは別に、割り当てられた新株予約権のうち上記①に定める行使の条件を満たす新株予約権の個数から、前各号本文の定めに従い行使することができる新株予約権の個数として算定される数の合計数を控除した個数の新株予約権を行使することができる。但し、前各号の定めに従い行使できる新株予約権が残存する場合、当該新株予約権の全部が行使されることを条件として、本号の定めに従い新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社の取締役会においてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年4月1日～2035年3月31日

(注) 2019年8月14日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2022年7月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 当連結会計年度に発行されたストック・オプションの規模及びその変動状況
 当連結会計年度において発行されたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第4回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月10日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	735,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	735,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	第4回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月10日
権利行使価格（円）	587
行使時平均株価（円）	—
付与日における 公正な評価単価（円）	
（i）	325
（ii）	342
（iii）	359
（iv）	372
（v）	382

（注）（i）～（v）は、(1)表中の権利確定条件の（i）～（v）に対応しています。

(3) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)
株価変動性 (注) 1	49.0%	50.8%	52.9%	54.6%	55.7%
予想残存期間 (注) 2	8.14年	9.14年	10.14年	11.14年	12.14年
予想配当率 (注) 3	1.71%	1.71%	1.71%	1.71%	1.71%
無リスク利率 (注) 4	0.50%	0.50%	0.53%	0.63%	0.74%

- (注) 1. 当社は2021年4月に上場しており、株価の時系列推移を予想残存期間分取得することができないため、当社と類似する上場会社を複数選択し、当該類似会社の平均値を用いて算定しております。
2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。
3. 評価基準日における予想配当率によっております。
4. 評価基準日における予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるRISE Japan株式会社を吸収合併することを決議し、2023年3月31日に合併いたしました。

(1) 取引の概要

①被合併企業の名称及びその事業内容

被合併企業の名称 RISE Japan株式会社

事業の内容 幼児(1～6歳)向けバイリンガル英語教育事業

②企業結合日

2023年3月31日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、RISE Japan株式会社を消滅会社とする吸収合併

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、RISE Japan株式会社においては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれにおいても合併契約承認のための株主総会を開催しておりません。

④結合後企業の名称

株式会社セルム

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、新たな事業展開の一環としてB to C事業への進出、かつ広義の教育事業としての幼児（1～6歳）向けバイリンガル英語教育事業を行うため、RISE Japan株式会社を2016年9月に設立いたしました。しかしながら、当該会社は2020年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生徒数が激減し、十分な収益をあげる事が難しい状況が続いており、これまでの直接対面式を前提とした幼児教育事業を継続展開していくことは難しく、業績改善には追加の経営資源投入が必須となりました。かかる状況下、当該会社の早期業績回復の見込みが低いことから、今回、本合併を通じてRISE Japan株式会社が手掛けている事業からの撤退を実施し、当社グループの経営資源を企業分野における人材開発・組織開発に直結するコア領域に最適配分させることを目的に吸収合併を行いました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,862,075	流動負債	1,441,171
現金及び預金	807,658	買掛金	479,445
売掛金	492,024	1年内返済予定の長期借入金	241,776
仕掛品	3,396	未払金	186,697
貯蔵品	2,080	未払費用	307,771
前払費用	35,660	未払法人税等	39,709
預け金	459,755	契約負債	17,320
その他	61,501	預り金	17,888
固定資産	2,689,013	資産除去債務	30,226
有形固定資産	56,059	その他	120,336
建物(純額)	40,765	固定負債	85,126
器具及び備品(純額)	15,294	長期借入金	61,112
無形固定資産	1,269,939	資産除去債務	24,014
ソフトウェア	7,798	負債合計	1,526,297
のれん	1,261,822	純資産の部	
その他	317	株主資本	2,994,164
投資その他の資産	1,363,014	資本金	1,014,873
投資有価証券	766	資本剰余金	1,292,663
関係会社株式	916,995	資本準備金	1,014,873
その他の関係会社有価証券	152,892	その他資本剰余金	277,790
長期前払費用	1,054	利益剰余金	1,737,472
繰延税金資産	156,122	その他利益剰余金	1,737,472
その他	135,182	繰越利益剰余金	1,737,472
資産合計	4,551,089	自己株式	△1,050,845
		新株予約権	30,627
		純資産合計	3,024,791
		負債及び純資産合計	4,551,089

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,968,766
売 上 原 価		3,070,048
売 上 総 利 益		2,898,718
販売費及び一般管理費		2,099,136
営 業 利 益		799,582
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,018	
受 取 配 当 金	250	
受 取 補 償 金	1,649	
補 助 金 収 入	591	
そ の 他	1,139	6,649
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,063	
支 払 補 償 費	884	
投資事業組合運用損	10,728	
自己株式取得費用	12,119	26,795
経 常 利 益		779,436
特 別 利 益		
抱合せ株式消滅差益	24,033	24,033
特 別 損 失		
債 権 放 棄 損	269,590	269,590
税引前当期純利益		533,879
法人税、住民税及び事業税	160,573	
法人税等調整額	△54,423	106,150
当 期 純 利 益		427,729

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,001,173	1,001,173	277,790	1,278,963
当期変動額				
新株の発行	13,700	13,700		13,700
利益剰余金の配当				
自己株式の取得				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	13,700	13,700	—	13,700
当期末残高	1,014,873	1,014,873	277,790	1,292,663

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	新株予約権	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	1,504,097	1,504,097	—	3,784,233	—	3,784,233
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				27,400		27,400
利益剰余金の配当	△194,353	△194,353		△194,353		△194,353
自己株式の取得			△1,050,845	△1,050,845		△1,050,845
当 期 純 利 益	427,729	427,729		427,729		427,729
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					30,627	30,627
当期変動額合計	233,375	233,375	△1,050,845	△790,069	30,627	△759,442
当 期 末 残 高	1,737,472	1,737,472	△1,050,845	2,994,164	30,627	3,024,791

個別注記表

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

建 物 8～18年

器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、顧客企業における人と組織に関わるコンサルティングや人材の育成と開発を支援する「人材開発・組織開発」の分野においてサービスの提供を行っております。それらのサービスは、顧客の要望に基づき設計、実施されることから、価格もそれぞれのサービス毎に決定されています。

また顧客との契約においては、当社が提供するサービスの区切りを1つの単位として履行義務を認識しており、それら1つの履行義務が完了する毎に顧客へ成果を引き渡したのものとして収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの処理 …………… 15年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(2) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は有形固定資産（建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備を除く）の減価償却方法について、従来、定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、出社を要しない新しい働き方が普及・浸透した外部環境の変化に対応するために実施した当社の本社事務所のレイアウト工事を契機に、固定資産の使用実態について見直しを実施した結果、国内における固定資産の使用状況は取得後の各事業年度において安定的に推移すると見込まれるため、定額法による減価償却を行うことがより合理的に有形固定資産の使用実態を反映できると判断したことによるものであります。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「その他流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 有形・無形固定資産（のれん含む）の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
有形固定資産	56,059
無形固定資産	1,269,939
(内、のれん)	1,261,822

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、有形・無形固定資産（のれん含む）について、減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が過去又は翌期に渡って継続してマイナスである場合等、減損の兆候があると判断しております。

また、当社ののれんは、過去の合併時に発生したものであり、のれんに配分された金額が相対的に多額であることから、減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローを、決算時点で入手可能な経営環境などの外部要因に関する情報や人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

将来の割引前キャッシュ・フローが有形・無形固定資産簿価を下回った場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

(2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
関係会社株式	916,995
その他の関係会社有価証券	152,892

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する市場価格のない株式等については、実質価額が著しく下落している場合において、必要な評価減を行っております。関係会社及び投資先の実質価額は、関係会社及び投資先からの過去の実績及び翌期以降の予算等を考慮して見積っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 96,133千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 45,240千円

短期金銭債務 2,654千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 2,811千円

仕 入 高 71,636千円

その他の営業取引高 72,064千円

営業取引以外の取引高

営 業 外 収 益 2,991千円

(2) 抱合せ株式消滅差益及び債権放棄損

当社を吸収合併存続会社、RISE Japan株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差益24,033千円を特別利益に計上しております。

また、同吸収合併に伴い、RISE Japan株式会社に対する貸付金の債権放棄を行いました。その結果、前事業年度までに計上していた貸倒引当金を全額取り崩し、債権放棄損269,590千円を特別損失に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	1,508,900	-	1,508,900

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		7,189千円
未払費用		93,391 "
未払金		8,818 "
子会社株式等		41,001 "
資産除去債務		16,608 "
ソフトウエア		6,212 "
減損損失		13,797 "
事業撤退損失		11,267 "
その他		2,673 "
繰延税金資産小計		<u>200,960千円</u>
評価性引当額		<u>△42,194 "</u>
繰延税金資産合計		<u>158,765千円</u>
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		<u>△2,643千円</u>
繰延税金負債合計		<u>△2,643千円</u>
繰延税金資産純額		<u>156,122千円</u>

(注) 減損損失及び事業撤退損失に関わる繰延税金資産の金額は、RISE Japan株式会社
の事業撤退に伴い同社で発生した将来減算一時差異を、当社への吸収合併の際に引き継いだものであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	ウィルコムズ(有) (注1)	なし	研修講師	研修講師料の 支払 (注2)	16,660	買掛金	3,246
子会社	RISE Japan(株)	所有 直接100.0%	資金の貸付 債権放棄 企業結合	資金の貸付 (注3)	235,000	—	—
				利息の受取	2,682	—	—
				債権放棄 (注4)	430,000	—	—
				吸収合併 (注5)	24,033	—	—
	HRテック投資事業有限責任組合	所有 直接99.2% 間接0.4%	出資	出資(注6)	10,000	—	—

- (注) 1. 当社取締役の古我知史が議決権の100%を直接所有しております。
2. 研修講師料の支払について、当社取締役の古我知史は、当社の前身である株式会社セルムの設立当初から専門性と経験知を活かし、顧客企業とのパートナーシップ深耕に貢献した代替困難なプロフェッショナルタレントであります。取引金額は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、研修講師料は役員報酬とは別に支払っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。決裁権限・手続きは「組織および職務権限規程」に基づき処理しております。
4. RISE Japan株式会社に対する貸付金430,000千円の債権放棄であります。これに伴い前事業年度までに計上していた貸倒引当金160,409千円を全額取り崩し、債権放棄損を269,590千円計上しております。
5. 2023年3月31日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったものであります。詳細は連結注記表の「12. その他の注記（企業結合等に関する注記）」をご参照ください。
6. HRテック投資事業有限責任組合契約に基づいた出資の要請により、追加出資を行ったものであります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	247.22円
1株当たり当期純利益	33.96円

(注) 当社は、2022年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

連結注記表と同一であります。

子会社からの多額な資金の借入

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり実行いたしました。

(1) 資金用途	運転資金
(2) 借入先	株式会社ファーストキャリア
(3) 借入金額	430,000千円
(4) 借入金利	年1.0%
(5) 借入実行日	2023年4月7日
(6) 返済期限	2023年7月31日
(7) 担保の有無	なし

13. その他の注記

ストック・オプション等に関する注記
連結注記表と同一であります。

企業結合等に関する注記
連結注記表と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社セルム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セルムの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社セルム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神代 勲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森竹 美江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セルムの2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関し取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

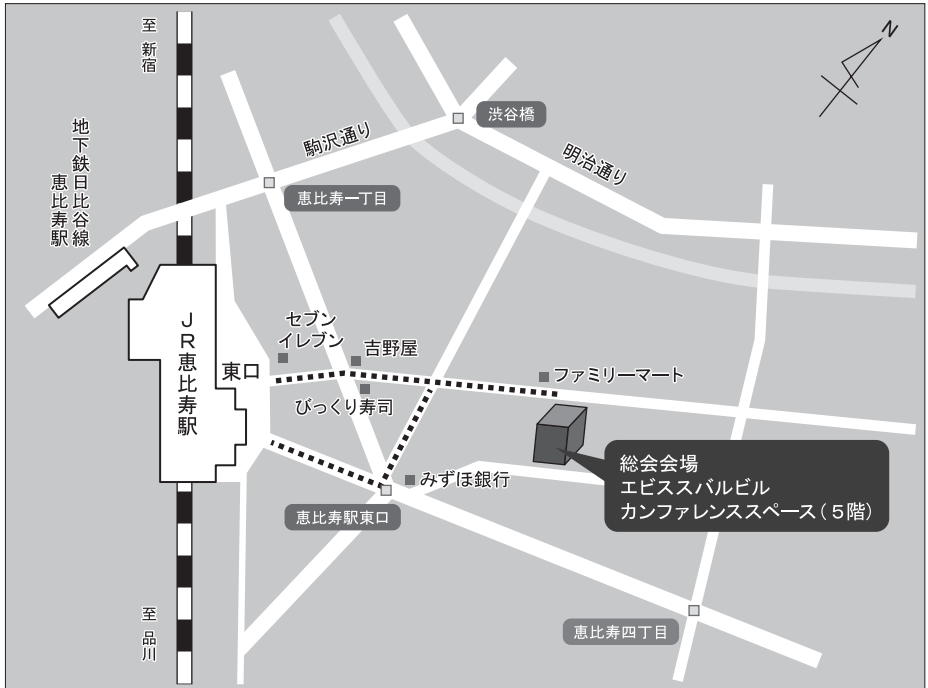
株式会社セルム	監査役会	
常勤監査役	山崎 教世	印
社外監査役	熊谷 均	印
社外監査役	広野 清志	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿 1-20-8
エビススバルビル イベントスペースEBiS303
カンファレンススペース 5階

0120-303-557 (代表)



- 交通アクセス JR恵比寿駅東口から徒歩約3分
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分